農林水産省	農林水産消費安全技術センター
-------	----------------

事務・事業の見直し	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 農薬関係事業			民間からの依頼に基づく検査事業並びに農薬、肥料及び飼料の講習事業について、国費率低減の観点から自己収入の拡大を図る。また、新試験の項目の追加(飼料添加物関係試験、重金属管理関係試験)による業務量の増加については、人員増とならないように業務の効率化を行う。		<民間からの依頼検査> 民間からの依頼に基づく検査については、原則としてセンターのみが分析可能な項目の検査依頼に対応することとして民間の検査機関が行う事業との違いを明確化するとともに、検査手数料についても、あらかじめ検査項目ごとに設定した一定額を手数料として徴収する従来の方式から、依頼される検査に係る試料、項目等に応じた検査分析方法に基づき、必要な試薬等の消耗品費、人件費、分析機器の減価償却費等で構成される適正な手数料額をその都度算定して徴収することとし、平成24年4月1日付けで内部規程を改正した。食品事故の発生など社会情勢等により年度によって依頼の件数は異なるが、本改正規程が適用される平成24年度以降は、同規模の依頼があった場合には収入増となる。
02 飼料及び飼料添加物関 係事業	自己収入の拡大 23年度から実				<講習事業> センターが事業者を対象として開催する講習会を有料化するため平成23年7月19日付けで内部規程の改正を行い、試行期間 を経て平成24年4月1日から完全実施に移した。また、事業者が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていることについて、ホームページ、広報誌等を活用して周知・PRに努めている。
03 肥料及び土壌改良資材 関係事業					〈業務の効率化〉 平成23年度からセンター業務として追加された「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等及び抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査については、必要に応じて各業務の実施態勢を見直すとともに、可能な限り既存の業務を実施する中で併せて行うことにより業務の効率化を図り、業務量の増加に対して人員増とならないよう措置済み。
04 食品等関係事業	消費者庁、国民生活センター等 との役割分担の明確化	23年度から宝施	国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析のうち、本法人のみが分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。また、相談窓口である消費安全情報の業務については、企業等からの技術的な相談のみを本法人が受け付け、それ以外は各地方の農政局に任せることにより、本法人の情報提供業務を縮減する。ただし、消費者から相談が寄せられた場合には、行政サービスの一環として対応する。	1a	<国民生活センターとの協定の連携> 国民生活センターが実施する商品テスト事業に必要な分析のうちセンターのみが分析可能な項目を対象に実施すること、具体的な項目についてあらかじめ協議すること等を内容とした協定を平成23年5月に締結した。 <情報提供業務の縮減> 平成23年度から消費者相談窓口を閉鎖することとしていたが、東日本大震災が発生したことにより相談が増加したため閉鎖を延期し、平成23年6月末に窓口を閉鎖した。

	<u>貝座・連呂寺の兄直</u> 講ず	くき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
05	不要資産の国庫返納	土地等の国庫返納	24年度以降実施	堺ほ場の廃止に伴い生じた不要資産を国庫納付する。	2a	堺ほ場で実施してきた肥料の仮登録に係る栽培試験業務は平成23年度をもって廃止した。これに伴って生じた不要財産は、 平成24年度に国庫返納する。
06		門司事務所の見直し		門司事務所について、統合に必要な経費とその確保について検討し、福岡センター(旧肥飼料検査所)と統合して業務の効率化を図る方向で検討を進める。	Za	門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、平成24年度に福岡センター庁舎の増改築に要する設計及び事務管理棟の増築費について予算措置され整備を実施することとしており、平成25年度以降に福岡センター検査棟改修工事と門司事務所の移転及び原状回復工事を行い、同事務所が入居している門司港湾合同庁舎へ返還することにより移転・統合が完了することとなる。引き続き移転・統合による業務の効率化を図る方向で検討を進めていく。
07	事務所等の見直し	札幌センターの効率的な業務運 営		小樽事務所の機能を札幌市内の新事務所に移転し、旧札幌センターとー体的に運営するとしているが、いまだに統合の効果が限定的であるため、統合の利点をいかした、より効果的・効率的な業務運営を図る。	Za	札幌センターの管理部門については、平成23年4月に管理部門の1名を削減し、統合の利点を生かした効果的・効率的な業務運営を図るための人員配置の適正化を行った。また、札幌センターとしての一体的運営を推進するため、会議室等の施設の共同利用、試薬、消耗品等の一括購入、実験廃液処理等の一括契約、公用車削減等により、引き続き業務の効率化を図ったところであり、今後はこれらの取組の実効性を確認しつつ継続し、効率的な業務運営を図っていく。
08		堺ほ場の廃止	24年度中に実施	他の法人とほ場の共同利用を図るなどの方法により、堺ほ場を廃止する。	1a	肥料の仮登録に係る栽培試験業務を岩槻ほ場に集約することにより、堺ほ場での栽培試験業務を平成23年度をもって廃止した。

農林水産省	種苗管理センター
-------	----------

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
	農林水産植物の品種登 録に係る栽培試験	一層の効率化 (栽培試験業務の 民間委託等による効率化)		栽培試験の効率化の観点から、現在一部の品種において実施されている 民間委託の拡大を図るため、公募案件数を拡大する。栽培試験の結果につ いては、電子媒体での検定・報告を推進し、審査等に係るコストについて 一層の効率化を図る。	2a	栽培試験については、①国際審査協力の対象とならない植物の種類であって、かつ、②栽培条件により形質の発現が左右されにくく、③既存品種との明確な区別性等の判定が容易である、という観点を基準として、民間委託の拡大及び公募案件数の拡大に取り組んでいる。 すでに公募対象としていた一部の植物の種類(ストック、ビンカ、えぞぎく、コスモス、ひゃくにちそう)に加え、23年度から、水稲及びおうごんかずらについて公募対象植物に追加した。 栽培試験の結果については、センター内での報告及び報告書の検定を電子媒体で行うこととし、23年1月から一部の報告書について運用を開始し、効果の検証と改善に取り組んでいる。
	□水 1~ 1八、① かん・口 日八 □次	品種保護相談役(品種保護Gメ ン)事業の見直し	22年度から実施	海外における育成者権侵害については、類似性試験対象作物の拡大、侵害情報の提供など税関等における水際対策への協力を主とし、品種保護Gメンの東アジア地域への派遣事業については、事業規模を縮減する。	10	23年6月に種苗管理センター主催で実施した打合せに、税関等からも参加し、育成者権に係る情報提供等を行った。引き続き 税関に対し連絡会議等により情報提供を行うこととしている。 品種保護Gメンの海外派遣については、23年6月に品種保護Gメンの海外への派遣基準を定め、より一層効果が見込まれるも のに限定することとした。この基準に照らし合わせ、事業規模縮減効果について検証したところ、平成20年度に行った台湾へ の派遣については派遣基準を満たしていないことから、当時支出した派遣費用212千円が支出されないこととなり、事業削減効 果はあるものと考えている。なお、見直しの基本方針決定後24年6月までの間、品種保護Gメンの海外への派遣実績はない。
02	農作物の種苗の検査	受益者負担の拡大	23年度から実施	民間からの依頼に基づく検査については、管理費も含めて検査コストに 見合った手数料を徴収するように価格設定を見直す。	1a	民間からの依頼に基づく検査について、検査の種類ごとに所要時間等のデータを収集し取りまとめ、種苗業者団体の意見を 聴取した上でコストに見合った新たな料金体系を決定し、関係者への周知の後に24年3月1日から施行した。この結果、24年3月 における1点当たりの手数料の実績は前年同月の1.3倍(4,373円→5,765円)になり、受益者負担は拡大している。
03 き		ばれいしょ及びさとうきびの原 原種配布価格の引上げによる自 己収入の拡大	23年度から美池	本法人による原原種の生産コストと本法人から都道府県への原原種の配布価格とに大きな乖離があるため、特にばれいしょについて関係都道府県や生産団体と協議しつつ、一般栽培農家の経営に大きな影響を与えることなく原原種の配布価格を引き上げることにより、自己収入の拡大を図る。	2a	23年1月に関係道県・生産者団体等からなる「ばれいしょ原原種の安定供給に関する協議会」を開催し、原原種配布価格の引き上げ及び影響について意見交換を行った。改定価格は、ばれいしょ原原種生産の総コストの内訳を精査し、国が負担すべき経費を除いた額とすることとして関係道県・生産者団体等と協議を重ね、23年度に現行の1,770円/袋(20kg)から30円引き上げ1,800円とし、25年度に更に970円を引き上げ2,770円とすることに決定した。
		余剰・規格外原原種の処分方法 の見直しによる自己収入の拡大	22年度から実施	余剰・規格外原原種の処分については、一般種苗用の販売の拡大など自 己収入の拡大を図る。		余剰・規格外原原種の一般種苗用としての販売拡大に向け、需要情報を収集するとともに、必要に応じて随時関係機関との協議を行う。また、一般種苗用としての需要の拡大に対応するため、必要に応じて従来は無選別(小粒、大玉、打撲のものが混在)ででん粉原料用等に売却していたものについて原原種の規格に準じて選別作業を行い、一般種苗用としての価値を高めることとした。この結果、23年度の余剰・規格外原原種の一般種苗用としての販売実績は、基本方針の基準年である21年度比で販売数量で1.4倍(5,845袋(20kg)→8,442袋(20kg))、販売金額で1.8倍(5,864千円→10,633千円)と増加しており、自己収入は拡大している。 さらに、23年度の関係機関との協議を踏まえ、原原種の余剰見込み及び規格外品の発生見込みを早期に把握し、3段階増殖体系に影響のないよう、ばれいしょ種苗の取扱団体に一般種苗用として販売することとした。また、従来、許諾の関係で一般種苗用として販売していなかった登録品種についても許諾料を支払い販売することとした。

	其座 连占守 切先臣					
	講ずん	ヾき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
C	4 取引関係見直し	規格外原原種の処分に係る取引 の見直し	23年度から実施	余剰・規格外原原種の処分のうち、でん粉原料用として売却するものについては、民間企業等に随意契約で売却されているため、契約の在り方を 見直し、一般競争入札に改める。	10	23年8月に「契約事務取扱規程」を見直し、余剰・規格外原原種をでん粉原料用として売却する場合は、少額随意契約に該当する場合を除き一般競争入札とすることとし、23年度の取引から一般競争入札に改めた。

農林水産省	家畜改良センター
-------	----------

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
	家畜改良業務の事業規模の縮減 (家畜の多様化、系統造成の支 援に特化)	23年度以降実施	乳用種雄牛の検定業務の民間移行、系統豚造成の段階的廃止等により事業規模を縮減するとともに、種畜の多様化に特化した業務体系に移行する (泌乳持続性や飼料利用性の重視など)。	1a	乳用種雄牛の後代検定への参加について計画を前倒しして23年度末までに民間に移行するとともに、肉豚を種雄として直接生産農家に供給する業務を23年度末までに原則中止すること等により事業規模を縮減した。また、従前の乳量や脂肪交雑を重視した家畜改良から、泌乳持続性や飼料利用性を重視した家畜改良等、種畜の多様化に特化した業務体系に移行した。 (H22年度予算14.5億円→H24年度13.1億円)
01 全国的な視点での家畜 改良	精液採取用種雄牛の貸付業務の 見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	精液採取用種雄牛の貸付けの入札については、応札者数が少ないことから、周知活動を強化するなどの方法により更に競争性を高める。	2a	ホームページなどによる周知に加え、畜産関係者の会合の場における伝達、畜産関係専門誌等への掲載、中央畜産研修施設 には周年ポスターの掲示、シンポジウム会場でのポスター掲示による周知を実施している。
	調査研究業務について事業規模 の縮減	23年度から実施	業務効率化のための調査に特化し、より研究要素の強い業務(資源循環型の窒素成分強化たい肥を用いた飼料作物栽培に関する調査、食味に関する新たな理化学分析項目の開発及び体細胞クローン牛の調査)は他の研究開発法人(特に農業・食品産業技術総合研究機構(畜産草地研究所))や大学、民間等にゆだねるなど役割分担を明確化し、事業規模を縮減する。		調査研究業務について、より研究要素の強い業務は他の研究機関等に委ねる等役割分担を明確にするとともに、課題の重複を排除することとし、他の研究機関等で実施可能な資源循環型の窒素成分強化たい肥を用いた飼料作物栽培に関する調査、食味に関する新たな理化学分析項目の開発及び体細胞クローン牛の調査を22年度末をもって廃止した(調査研究業務予算:H22年度1.9億円→H24年度1.5億円)。
02 飼料作物種苗の増殖	種苗(原種)の提供価格の見直 しによる自己収入の拡大		提供価格については、栽培用種子の農家への販売価格に及ぼす影響に留意しつつ、原則として生産コストに見合った金額に見直すとともに、より競争的な契約手続を導入し、自己収入の拡大を図る。		飼料作物の種子配布価格については、畜産経営等に及ぼす影響や民間市場価格と比較を行いつつ、平成23年度中に、従前の価格(「生産コスト」又は「市場価格の2倍」のいずれか低い価格)を見直し、生産コスト見合いを原則とする新たな価格を設定した。また、従前は競争性のない随意契約で実施していたが、平成23年度に一般競争入札を導入し実施した。その結果、平成23年度の種苗(原種)の提供価格の見直しによる自己収入は、従前の価格で販売した場合の5,674千円から6,586千円へと拡大した。
03 牛トレーサビリティ業 務	_	_	_	-	-
04 種畜検査及び種苗検査	種畜検査の自治体移管	23年度以降実施	総コストの縮減を図りつつ、各都道府県における検査能力水準の斉一 化、検査結果についての責任問題の整理を行い、事業を自治体に移管す る。	2a	都道府県の畜産課長で構成する全国畜産課長会の検討ワーキンググループにおいて、総コストの縮減、検査能力水準の斉ー化、検査結果についての責任問題等について検討が行われているところ。 また、一定の条件を満たす一部の品種の家畜に関し、家畜改良センターが行う種畜検査に代わり、都道府県が自ら検査等を行える仕組みについて、平成24年4月1日に施行。

	講ず	 べき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
05	不要資産の国庫返納	土地等の国庫返納	23年度以降実施	「取引関係の見直し」に伴い生じた不要資産を国庫納付する。	3	7月1日時点では、「取引関係の見直し」に伴う不要資産は発生していない。
06	取引関係見直し	土地等の貸付けの見直し	23年度以降美施	本所(福島県)において貸付けを行っている土地(社団法人家畜改良事業団:土地約700㎡・建物約460㎡・無償、社団法人ジャパンケネルクラブ:土地約1万㎡、約21万円/年)については、土地の売却又は適正価格による貸付けを行う。	1a	社団法人家畜改良事業団に対する貸付けについては、同事業団と法人が協議し、平成23年4月から有償貸付けに移行している。また、貸付料について適正価格とするため、不動産鑑定士等の民間精通者の意見を踏まえ、契約監視委員会に諮った上で、23年度中に貸付料算定基準の見直しを行った(23年度 約72万円/年→平成24年度 約87万円/年)。 社団法人ジャパンケネルクラブに対する貸付けについては、当該貸付の妥当性を確認する観点等から、施設の利用状況等について確認を行ったうえ、契約監視委員会に諮り、貸付を行う事に対して了承を得た。また、貸付料について適正価格とするため不動産鑑定士等の民間精通者の意見を踏まえ、23年度中に貸付料算定基準の見直しを行った(平成23年度 約21万円/年→平成24年度 約23万円/年)。
07	人件費の見直し	技術専門職員の見直し	23年度以降実施	技術専門職員が担当する家畜管理、飼料生産業務等については、費用対 効果の観点から十分に精査し、アウトソーシングを促進する。		家畜の飼養管理、飼料生産等のうち単純作業については、段階的に外部化を進めてきたところ。今後も、費用対効果や退職者の状況を踏まえつつ、搾乳、飼料の運搬・調製、堆肥処理作業等について段階的に外部化を進める。(人件費:平成22年度62億円→平成23年度60億円)

農林水産省	水産大学校
-------	-------

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
水産に関する学理及び 技術の教授及び研究	水産業を担う人材の育成教育の 在り方に係る検討及び事業規模 の縮減	23年度から実施	事業仕分けの結果を踏まえ、専攻科定員配分の見直しによる水産系海技 士養成の重点化、国立大学法人との連携強化による教育効果の向上を図る ほか、水産業を担う人材の育成教育の効果的・効率的な在り方について引 き続き検討する。また、次期中期目標期間において、田名臨海実験実習場 を廃止し国庫納付することなどを検討し、事業規模を縮減する。	2a	他の水産系海技士養成機関の状況や、近年、機関士に対する需要がより増えていることを踏まえ、平成23年4月1日より学 則改正により専攻科の定員配分を変更(船舶運航課程25名・舶用機関課程25名→両課程合わせて50名)し、社会の需要等に応 じた重点的な海技士養成が可能な体制とした。このほか、平成23年度には国立大学法人との共同研究、国立大学法人練習船と の教育効果向上のための情報交換等を実施した。これらの連携により得られた知見を教育に反映することや、そこに参加する 学生への教育効果を高めるべく、検討を行っている。さらに、水産業を担う人材の育成教育の効果的・効率的な在り方につい て引き続き検討する。 また、田名臨海実験実習場の廃止に向けて、実験実習場再編検討委員会を発足し、同実習場で行われている実習等を他の施 設に移行する方法等についても検討を行っているほか、中期目標等にて、「中期目標期間中、平成22年度予算を基準として、 一般管理費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前 年度比1%の抑制を行った金額相当額以内に抑制する。」と定め、平成24年度予算においては平成22年度に比べて、一般管理 費は16,827千円(7.9%)、業務経費は43,271千円(7.5%)を削減し、事業規模の縮減を行っている。

農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構
-------	-----------------

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
農業・食品産業技術研究等業務(試験研究並 びに調査、プロジェクト研究(受託研究))	研究テーマの重点化と組織・人員の見直し	23年度以降実施	研究所(研究グループ)ごとに研究課題を提案する縦割の体制ではな く、農業政策上の優先事項を把握した農林水産技術会議や本部の下体制を 見直す。この際、本部、6センター、8 研究所及びその下になれるに 28研究拠点・支所・試験地において硬直的に事業を実施している28研究拠点・支所・試験地において硬直的に事業を実施している28研究拠点・支所に設定行う。 また、政策部局による評価を本法人の内部評価に反映させ、ニーズや進ちょくに合わせて機動的に研究の会か、農業政策上緊急かで必要不可な。 また、政策部局による評価を本法人の内部評価に反映させ、ニーズや進ちょくに合わせて機動的に研究の中止・変更を行う。現在の研究テーマなままくに合わせて機動的に研究のか、選が手法の開発」「地域資源を活用した場合のとのの地域マネジメント手法の開発」「地域資源を活用した豊かな農村環境の形成・管理技術の開発」「農業・農州の持てをい研究課題を廃止する。この際、3Dドームシアターを処分す技術の開発」「アメターを処分するとい研究課題を存止した農業を50%削減するりんご裁技術の開発」「アルコモン利用等を基幹とした農業を50%削減するりんご裁技術の開発」「育種工学的手法による甘しょへの病害抵抗性付与技術の開発」「育種工学的手法による甘しよへの病害抵抗性付与技術の開発」「育種工学的手法による甘しよの協関に研究をゆだねることが適当な課題を廃止する。 「北海道地域における高生産性畑輪作システムの確立」事業に関連するに大型機械テラドス」に係る研究等の研究開始から相当期間経過して、大型機械テラドス」に係る研究等の研究開始から相当期間経過して、機器を処分する。 「北海道地域における高生産性畑輪作システムの確立」事業に関連するに、大型機械テラドス」に係る研究等の研究開始から相当期間経過してい研究の進力を統合した経営意出決定支援システムの開発」「農村景観シミュレーター」事業等のシステム開発については、研究成果の早期民間移転を図る。	2a	・研究業務の実施に関して、従来、研究課題ごとのチームを置いていたが、本部のもとで内部研究所の枠を超えて、農業政策上重要な課題をより効率的かつ機動的に実施できるよう、組織横断的かつフラットな研究体制とした(組織上、個別の研究課題に対応して内部研究所に設置していた研究チーム体制を見直し、研究者を研究領域毎にとりまとめた上で、運用上、理事長直下に研究課題の責任者を置きつつ、組織横断的に研究グループを編成するフラットな体制とした)。 ・研究分野毎に研究の進ちょく状況や推進方向について政策部局の評価を受けるとともに、その結果を法人の内部評価に反映させ、ニーズや進ちょくに合わせて研究課題を機動的に見直す態勢を整備した。 ・平成22年度まで実施してきた研究課題のうち、「廃止」との措置を受けた課題は全て廃止するとともに、その他の課題にいても必要性等を厳格に検証し、本法人で実施する必要性に乏しい課題、研究の進ちょく状況により他機関に研究をゆだねることが適当な課題、研究開始から相当期間経過しても民間での活用実績が少ない課題は廃止した。平成23年度からは、①食料の安定供給に資する研究、②地球規模の課題に対応するための研究、③新需要の創出に資する研究、④地域資源を活用するための研究を重点的に推進することにより、行政ニーズに応え得るために必要かつ適切な事業規模としている(平成22年度予算)10.127,639千円へ平成23年度予算9,648,737千円)。また、東日本大震災の発生を受け、農地の放射性物質汚染対策技術、実による土壌の塩害対策技術等の開発等国家的な緊急課題に機動的に対応した。さらに、計画的・効果的な研究の実施を図るために中期計画を見直し、農地土壌等の除染技術および農作物等における放射性物質の移行制御技術の開発等を平成24年3月に明記した。また、これらの研究に対応するため、本部に震災復興研究統括監を配置するとともに、東北農業研究センター福島研究拠点に農業放射線研究センターを設置した。 ・「別ドーム型景観シミュレーションシステム」については、政府出資等に係る不要財産の譲渡収入による国庫納付申請について、農林水産大臣の認可を受け、平成24年3月に一般競争入札の広告を行い譲渡手続きを開始した。北海道農業研究センターの「ハーベスター」(テラドス)について、平成23年10月7日付けで国へ返還を行った。・「農村景観シミュレーター」については、民間移転(平成25年12月31日まで実施計諾契約)し、市販されている。「経営計画・販売管理・財務分析を統合した経営意思決定支援システムの開発」については、早期民間移転を図る観点から、引き続きWeb上での公開等、研究成果の普及促進に努めている。
	共同プロジェクト研究の融合及 び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター)が共同研究を実施していること、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合することでシナジー効果・効率化を図る。	2a	・4法人の研究資源を活用した共同研究等を効率的かつ積極的に推進する観点から、本部の総合企画調整部の一部を改組し、共同研究等の連携・調整を図る研究戦略チームを整備するとともに、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会を平成23年7月に立ち上げ、12月及び平成24年1月に開催した会合では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見を交換した。また、東日本大震災に対応するため、震災後の被災地支援及び今後の対応方針について検討する「災害対策本部」を設置し、農業環境技術研究所等との緊密な連携の下、農地の放射性物質汚染対策技術、津波による土壌の塩害対策技術等の開発にも積極的に取り組んでいる。
02 農業・食品産業技術研 究等業務(教授業務)	農業経営者育成教育の在り方の 抜本的な見直し	22年中に実施	農業者大学校については、平成23年度から新規募集が停止されていると ころであり、「廃止」との事業仕分けの結果を踏まえ、在学生に配慮しつ つ、農業経営者育成教育の在り方を抜本的に見直す。		・農業者大学校における教育は平成23年度末で終了。 ・平成24年度以降の農業経営者育成教育については、地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くすることを目的として、地域の中核教育機関及び中核教育機関の教育水準を向上させる取組を行う高度な民間の農業経営者育成教育機関への支援を国において実施。
03 農業機械化促進業務	研究業務の実現可能性の高い研究テーマへの重点化による規模 の縮減	23年度から実施	研究業務については、研究テーマの採択に係る事前審査及び中間審査を強化する。 農業政策上緊急的に措置が必要なもの、及び、実現可能性(高コストでないことを含む)が高い分野に限定し、事業実施のための評価スキーム等を確立する。 共同研究における民間企業の負担割合を増加し、より普及が見込まれるテーマに重点化するよう見直す。	2a	・事前審査 (機種選定時) に当たっては、産地等の要望に基づき、学識経験者や民間企業等による実現可能性等の評価を踏まえて行っている。また、共同研究を行う民間企業の選定にあたっては、共同研究における民間企業の負担割合を評価し、より普及が見込まれるテーマに重点化するよう取り組んでいる。 ・中間審査 (開発期間中の進行管理) に当たっては、研究開発の進捗状況を客観的に評価し、その結果によって、研究課題を中止することなどを行う。 ・上記の取組を行いつつ、本事業の規模を縮減した(平成22年度予算642,446千円→平成23年度予算625,209千円)
	受益者負担の拡大	24年度から実施	型式検査業務及び安全鑑定業務については、更なる受益者負担の拡大を 図る。	1a	平成24年度から業務方法書の改定により手数料を改定した結果、4~6月の1台当たりの検査鑑定手数料の実績は前年の1.1 倍 (328千円→350千円)になり、受益者負担は拡大している.
04 基礎的研究業務	事業実施方法・主体の見直し	23年度から実施	平成23年度の新規採択から、自己への資金配分はやめ、主体については 国又は他の専門的機関等への一元化を検討する。	2a	平成23年度新規採択から自己への資金配分の中止を措置済み。 主体については、平成25年度予算要求に向けて国等への一元化に係る検討を進めている。
	ウルグアイ・ラウンド対策研究 開発事業の成果普及事業の廃止	22年度中に実施	事業開始から10年が経過しており、事業継続の必要性に乏しいため、事業を廃止する。	1a	平成22年度末で事業の廃止を措置済み。
05 民間研究促進業務	事業の廃止の検討	23年度から実施	平成23年度から新規採択は行わず既存案件の業務を残して廃止すること を検討する。	1a	平成23年度から新規採択の中止を措置済み。
06 【経過業務】特例業務	事業の廃止	27年度中に実施	平成27年度までに株式の処分等を行い、業務を廃止する。この際、残余 資産があれば国庫納付する。		株式の処分、貸付金の回収を継続中。 株式については、平成23年度末で引き続き4社所有している。貸付金については、平成23年度に計6社から元本21百万円、利息・負担金1百万円を回収しており、平成23年度で3社回収が完了したことから、平成24年度においては、残り3社から回収を継続。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
07		ウルグアイ・ラウンド対策事業 運用利益等負債	23年度中に実施	ウルグアイ・ラウンド対策事業運用利益等負債(約2億円)を国庫納付する。	1a	平成23年7月に納付済み。
08		土地の売却等によって生じた不 要資産	23年度中に実施	農業者大学校の本部所在地への移転の際に生じた不要資産(約8.6億円) を国庫納付する。	1a	平成23年7月及び10月に納付済み。
09		農業者大学校用施設	24年度以降実施	農業経営者育成教育の在り方の抜本的な見直しに伴い、農業者大学校関 連施設のうち、不要となるものを国庫納付する。	2a	平成23年度末の農業者大学校の廃止に伴い、検討を行っているところ。
10	事務所等の見直し	東京事務所の移転	23年度中に実施	東京事務所、東京リエゾンオフィスについては、本部(つくば市)を含めた東京23区外へコストを縮減する形で移転する。	1a	東京事務所については、平成23年9月にさいたま市の生物系特定産業技術研究支援センター本部に移転・集約化済み。また、 東京リエゾンオフィスについては、平成23年9月末に廃止した。(コスト縮減額75百万円)
11		事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に 反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。	i a	研究内容について、外部有識者による評価委員会の意見を聴取しつつ適切に評価・点検を行うとともに、政策部局の評価を 踏まえ、政策的ニーズや進ちょくに合わせて研究課題を機動的に見直す態勢を整備した。また、こうした評価・点検の結果に ついては、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を図る体制を 確保している。
12	組織体制の整備	新たなガバナンス体制の構築	23年及以降夫他	研究所(研究グループ)ごとに研究課題を提案する縦割の体制ではなく、農業政策上の優先事項を把握した農林水産技術会議や本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。この際、本部、6センター及び8研究所の下に設置されている28研究拠点・支所・試験地については、硬直的に事業を実施している体制の見直しを行う。	2a	研究課題については、必要性、緊急性、有効性、進ちょく状況等を定期的に点検し、改廃を含めた所要の措置を講ずることとしている。また、農業政策上の課題を適時適切に試験及び研究業務に反映させるため、中期目標期間中に生じる政策ニーズにも機動的に対応するとともに、研究の計画から成果の普及・実用化に至るまでの各段階において農林水産省の政策部局と密接に連携し、当該部局の評価を法人の内部評価に反映させ、ニーズや進ちょくに合わせて研究課題を機動的に見直す態勢を整備した。さらに、研究業務の実施に関して、従来、研究課題ごとにチームを置いていたが、本部の下で内部研究所の枠を越えて、農業政策上重要な課題をより効率的かつ機動的に実施できるよう、組織横断的かつフラットな研究体制とした(組織上、個別の研究課題に対応して内部研究所に設置していた研究チーム体制を見直し、研究者を研究領域毎にとりまとめた上で、運用上、理事長直下に研究課題の責任者を置きつつ、組織横断的に研究グループを編成するフラットな体制とした。全126課題のうち76課題で内部研究所の枠を越えた編成となっている)。なお、平成23年4月に九農研久留米研究拠点の総務部門については、筑後・久留米研究拠点に一元化し、管理部門の合理化を図る等の見直しを行っており、引き続き小規模研究拠点の見直しを進めることとしている。

【その他】

|3||野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。

・4法人間における研究情報の交換、共同研究の調整等を効率的に進めるため、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議 会を平成23年7月に立ち上げ、12月及び平成24年1月に開催した会合では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見 を交換した。

4 研究開発法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター)については、研究分 野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。 ・平成23年6月に4法人の事務業務について、一体的に実施することにより効率的、効果的に打りことができる事務を初い面出及い気能でいる。 を検討し、研究支援業務の合理化を図ることを目的として、「4法人事務業務見直し連絡会」を設置した。また、連絡会に研修・セミナー 専門部会をび契約専門部会を設置し、共通性の高い業務を対象に一体的実施が可能な業務の洗い出しを行った。この結果、研修・セミナー ・平成23年6月に4法人の事務業務について、一体的に実施することにより効率的、効果的に行うことができる事務業務の抽出及び実施体制 専門部会では、共同で実施可能な研修等を洗い出し、16件の研修等について共同実施の取組みを行った。契約専門部会では、平成24年度か らの契約について、コピー用紙の購入とトイレットペーパーの購入の2件について、4法人で一括契約することとした。その他の役務契約、物品購入契約については引き続き検討を行うこととした。

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
a	生物資源の農業上の開 発・利用に関する技術 の基礎的な調査及び研 究	共同プロジェクト研究の融合及 び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター)が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。		・4法人の研究資源を活用した共同研究等を効率的かつ積極的に推進する観点から、研究企画調整室内に研究推進チームを設置するとともに、研究情報の交換、共同研究の調整等を効率的に進めるため、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会を平成23年7月に立ち上げ、12月及び平成24年1月に開催した会合では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見を交換した。 ・研究の進捗状況や推進方向について政策部局の評価を受けるとともに、その結果を法人の内部評価に反映させ、ニーズや進ちょくに合わせて研究課題を機動的に見直す態勢を整備した。 ・農水省委託研究プロジェクトとしては、平成23年度から農研機構と4件(新農業展開ゲノムプロ2件、気候変動プロ1件、ゲノムDBプロ1件)、農研機構および国際農研と1件(気候変動プロ)、農環研および農研機構と1件(新農業展開ゲノムプロ)を共同研究するとともに、平成24年度からは農研機構と2件(動物ゲノムプロ2件)を新たに開始した。また、個別共同研究については平成23年度から農研機構と10件に加え、平成24年度からさらに農研機構と2件の共同研究を開始した。
		依頼照射事業の自己収入の拡大		放射線育種場について、依頼照射料金(野外照射12,100円、室内照射5,800円)を見直し、自己収入の拡大を図る。この際、依頼照射が無料となっている他の法人、国大法人に対し有料化を検討する。	2a	・依頼照射料金については、現在見直しを行っているところ。なお、放射線育種場については、東日本大震災により被災し、 依頼照射の受け入れを停止していたが、一部ガンマールーム(室内・急照射用施設)での照射の安全確認を経た上で依頼照射 を平成24年3月14日より再開した。

【資産・運営等の見直し】

【長性 注音サンル回じ】						
	講ず~	ドき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
0	2 事務所等の見直し	放射線育種場寄宿舎の廃止	23年度以降実施	放射線育種場に設置されている寄宿舎を廃止する(平成21年度利用率 6.5%)。		・放射線育種場の寄宿舎については、途上国等からの研究者受入に支障のない方策について検討し、一定の方向性を得るに至ったところ。なお、本施設は現在被災者用受入施設として登録されていることから、廃止に向けては、当該登録の動向を見ながら検討することとしている。
0	3 組織体制の整備	特許取得・保持の見直し		実用化に繋がる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減及び技術 移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る(特許保有コスト:743 万円、特許収入:171万円)。	2a	・特許の取得に際しては、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化を進めている。また、保有特許について、必要性の見直しを進めており、平成22年度には国内10件、外国24件、平成23年度には国内29件、外国33件の権利を放棄した。 ・実施許諾収入の増加に向けて、保有特許を企業等により分かりやすく、よりインパクトのある形で紹介するため、平成23年度の国際バイオエキスポにおいて「生物研イチオシ特許ベスト10」と題したポスターと配布資料を作成するなど、技術移転活動を強化している。

【その他】

・4法人間における研究情報の交換、共同研究の調整等を効率的に進めるため、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会 を平成23年7月に立ち上げ、12月及び平成24年1月に開催した会合では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見を 交換した。

グ換した。

4 研究開発法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター)については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。

4 研究開発法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター)については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。

4 研究開発法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター)については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。

5 検討し、研究支援業務の合理化を図ることを目的として、「4法人事務業務見直し連絡会」を設置した。また、連絡会に研修・セミナー専門部会及び契約専門部会を設置し、共通性の高い業務を対象に一体的実施が可能な業務の洗い出しを行った。この結果、研修・セミナー専門部会では、共同で実施可能な研修等を洗い出し、16件の研修等について共同実施の取組みを行った。契約専門部会では、平成23年6月に4法人の事務業務について、一は一日無限の高い業務を対象に一体的実施が可能な業務の洗い出しを行った。この結果、研修・セミナー専門部会では、共同で実施可能な研修等を洗い出し、16件の研修等について共同実施の取組みを行った。契約専門部会では、平成23年6月に4法人の事務業務について、コピー用紙の開入とトイレットペーパーの購入の2件について、4法人で一括契約することとした。その他の役務契約、物 品購入契約については引き続き検討を行うこととした。

農林水産省	農業環境技術研究所
-------	-----------

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
C		共同プロジェクト研究の融合及 び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター)が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。	2a	・4法人間における研究情報の交換、共同研究の調整等を効率的に進めるため、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会を平成23年7月に立ち上げ、12月及び平成24年1月に開催した会合では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見を交換した。 ・研究分野毎に研究の進捗状況や推進方向について政策部局の評価を受けるとともに、その結果を法人の内部評価に反映させ、ニーズや進ちょくに合わせて研究課題を機動的に見直す態勢を整備した。 ・平成23年度からは、農業・食品産業技術総合研究機構との共同研究として、FACE(開放系大気CO2増加実験施設)を活用した温暖化に伴う作物応答に関する研究を開始したほか、東日本大震災に対応するため、農業・食品産業技術総合研究機構等との緊密な連携の下、農地の放射性物質汚染対策技術等の開発を重点的に実施している。 ・農水省委託研究プロジェクトとしては、23年度から、農研機構と1件(気候変動プロー土壌病害虫制御)、農研機構および生物研と1件(新農業展開ゲノムプロ)の共同研究を新たに開始した。

【資産・運営等の見直し】

	講ず	べき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
(02 組織体制の整備	特許取得・保持の見直し		実用化につながる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減及び技 術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る(特許保有コスト: 12万円、特許収入:23万円)。	2a	・特許の取得に際しては、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化を進めている。また、保有特許について、必要性の見直しを進めており、23年度には国内特許1件の権利を放棄した。 ・実施許諾収入の増加に向けて、23年度には業界団体の研究会での講演、フェアやセミナー等のイベント、ホームページにおける保有知財情報の発信や保有知財を活用した民間企業との共同研究の推進等の技術移転活動の活性化に取り組み、新規許諾件数が3件であった。

【その他】

- ・4法人間における研究情報の交換、共同研究の調整等を効率的に進めるため、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会 を平成23年7月に立ち上げ、12月及び平成24年1月に開催した会合では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見を 交換した。
- 4 研究開発法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター)については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。

 4 研究開発法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター)については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。

 2 探グに。

 ・平成23年6月に4法人の事務業務について、一体的に実施することにより効率的、効果的に行うことができる事務業務の抽出及び実施体制を検討し、研究支援業務の合理化を図ることを目的として、「4法人事務業務見直し連絡会」を設置した。また、連絡会に研修・セミナー専門部会及び契約専門部会を設置し、共通性の高い業務を対象に一体的実施が可能な業務の洗い出しを行った。この結果、研修・セミナー専門部会及び契約専門部会を設置し、共通性の高い業務を対象に一体的実施が可能な業務の洗い出しを行った。この結果、研修・セミナー専門部会では、共同で実施可能な研究を洗い出し、16件のの機構、のの機構、のの機構、の関係等について、一体的に実施することにより効率的、効果的に行うことができる事務業務の抽出及び実施体制を検討し、研究支援業務の合理化を図ることを目的として、「4法人事務業務見直し連絡会」を設置した。また、連絡会に研修・セミナー専門部会及び契約専門部会を設置し、共通性の高い業務を対象に一体的実施が可能な業務の洗い出しを行った。この結果、研修・セミナー専門部会では、共同で実施の関係等に対し、第2016年の10年間では、15年の10年間では、15年の開発することにより効率的、効果的に行うことができる事務業務の抽出及び実施体制を検討し、研究支援業務の合理化を図ることを目的として、「4法人事務業務見直し連絡会」を設置した。また、連絡会に研修・セミナー専門部会を設置し、共同で実施の制度を対象しています。 |の契約について、コピー用紙の購入とトイレットペーパーの購入の2件について、4法人で一括契約することとした。その他の役務契約、物 品購入契約については引き続き検討を行うこととした。

農林水産省	国際農林水産業研究センター
-------	---------------

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
開発途上地域の農林水 産業に関する技術の試 験研究	共同プロジェクト研究の融合及 び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター)が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。	2a	・4法人間における研究情報の交換、共同研究の調整等を効率的に進めるため、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会を23年7月に立ち上げ、12月及び24年1月に開催した会合では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見を交換した。 ・研究の進捗状況や推進方向について政策部局の評価を受けるとともに、その結果を法人の内部評価に反映させ、ニーズや進ちょくに合わせて研究課題を機動的に見直す態勢を整備した。 ・平成23年度からは、農業・食品産業技術総合研究機構との共同研究として、国内及び海外における砂糖・エタノール複合生産システムの導入に向けての研究、及び早朝開花性稲の高温不稔の回避効果に関する研究を開始した。
	オープンラボ(島嶼環境技術開発棟)の利用料徴収による自己 収入の拡大	23年度から実施	当該施設について、受益者負担拡大の観点から利用料を徴収し自己収入を拡大する。	2a	・平成24年2月7日に「島嶼環境技術開発棟(ライシメーター等)運営要領」を改正し、オープンラボの利用料を徴収できるようにした。また、利用率を向上させるため、学会での説明など広報活動等による情報周知を強化している。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべ	き措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
C	02 組織体制の整備	特許取得・保持の見直し		実用化に繋がる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減及び技術 移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る(特許保有コスト: 1053万円、特許収入:16万円)。		・実施許諾収入の増加に向けて、平成23年4月に技術促進科を設置し、研究成果の実用化・普及及び産学官の連携を強化している。 ・特許の取得に際しては、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化を進めている。また、保有特許について、必要性を見直すこととしており、23年度には民間企業との共有特許4件を放棄した。 ・実施許諾収入の増加に向けて、平成23年4月に技術促進科を設置し、バイオマスエネルギー関連フォーラムや展示会、産学官連携推進会議、アグリビジネス関連創出・ネットワークイベントや展示会等で技術の普及、実用化に努めた。

【その他】

・4法人間における研究情報の交換、共同研究の調整等を効率的に進めるため、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会 を平成23年7月に立ち上げ、12月及び平成24年1月に開催した会合では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見を 交換した。

4 研究開発法人(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター)については、研究分 ストレーアのまとまり、研究内容の関連性の強うを踏まる、組織の在り方、業務の実施方法を拡大的に見直す。 なり、アのまとまり、研究内容の関連性の強うを踏まる、組織の在り方、業務の実施方法を拡大的に見直す。 門部会及び契約専門部会を設置し、共通性の高い業務を対象に一体的実施が可能な業務の洗い出しを行った。この結果、研修・セミナー専 門部会では、共同で実施可能な研修等を洗い出し、16件の研修等について共同実施の取組みを行った。契約専門部会では、平成24年度からの契約について、コピー用紙の購入とトイレットペーパーの購入の2件について、4法人で一括契約することとした。その他の役務契約、物 品購入契約については引き続き検討を行うこととした。

農林水産省	森林総合研究所
-------	---------

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 森林・林業分野の研究 の推進	研究課題の重点化(事業規模の 適正化)	23年度から実施	森林・林業政策上の優先事項を把握した本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。また、本省の政策部局における施策ニーズに一層的確に対応するよう、現在の研究テーマについて森林・林業政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、研究課題の重点化を図り、その結果に基づき事業規模の適正化を図る。この際、「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」を廃止する。	2a	法人において「研究推進本部会議」を設け、森林・林業政策上の優先事項が適切な研究計画と実施体制、資源配分のもとで実施されているかを点検することとし、平成23年度に引き続き、平成24年5月に平成24年度第1回研究推進本部会議を開催した。福島第一原子力発電所事故に伴う放射線対策に的確に対応するため、既往の組織を見直して平成24年9月末に木曽試験地を廃止することとし必要な研究資源を捻出した。政策ニーズへの対応については、農林水産大臣が「森林・林業再生プラン」(平成21年12月25日農林水産省決定)に対応した第3期中期目標を平成23年3月に策定するとともに、それに基づき法人が第3期中期計画を策定し、重点課題として9課題に重点化(第2期中期計画においては、林木育種関係課題3課題を含めて重点課題が15課題)を行い、この際、「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」を廃止した。また、中期計画において「中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも対前年度比一般管理費の3%及び業務費の1%の合計に相当する額を抑制することを目標として、削減を行う」こととし、平成24年度予算(当初)においては平成22年度(当初)に比べて、一般管理費は194、808千円(17.9%)、業務経費は66,789千円(4.0%)を削減し、業務の見直し及び効率化を進めている。
	国立環境研究所との連携等	23年度から実施	温室効果ガスの影響評価、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、国立環境研究所において関連する研究が行われており、引き続き研究課題の重複の排除を図るとともに、国立環境研究所との連携を強化する。	2a	中期計画において、「特に、森林、林業分野の温室効果ガスの影響効果、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化する。」こととした。これに先立ち、平成22年12月に、森林総合研究所理事と国立環境研究所理事が会し、地球温暖化対策に向けた研究の連携強化のあり方について協議した。さらに、引き続き研究課題の重複の排除を図りつつ、連携を強化するために平成24年1月に同様の会合を行った。
02 林木育種事業	種苗配布価格の見直しによる自 己収入の拡大	23年度から実施	少量多品種の種苗を育成し、都道府県に原種を配布しているが、より低 コストで大量生産された種苗の市場価格と同程度の価格設定であるため、 優良種苗の普及に配慮しつつ配布価格を引き上げることにより、自己収入 の拡大を図る。		中期計画において、「種苗の配布については、優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、配布価格を引き上げる」こととしており、配布価格と種苗生産コストとの乖離を最小限にするべく、平成23年度に引き続き平成24年度においても種苗の配布価格を引き上げる予定である。
03 水源林造成事業	事業の効率化等	23年度から実施	水源林造成事業に掛かる経費については、分収造林契約に基づく将来の 造林木販売収入を適切に見積もるなど事業の収支パランスに係る試算を不 断に見直すとともに、公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの 削減に向けた取組を徹底する。 また、経過措置として旧緑資源機構から本法人が承継した水源林造成事 業は、当分の間、本法人での実施を継続することとしているが、水源林造 成事業の受け皿法人の検討について早期に結論を得る。	2a	中期計画において、「木材価格等に関する統計資料等を参考に、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を見積もるなど、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算を定期的に見直す」こととしており、平成23年度においても最新のデータを利用した試算の見直しを行った。また、同計画において、「「森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき施業方法の見直し等により更なる徹底した造林コストの縮減に取り組み、平成24年度において平成19年度と比較して15%の総合的なコスト構造改善を達成する」とともに、「森林整備事業全体の動向を踏まえつつ作業工程を見直す」こととしており、平成23年度においてもこれらコストの削減に向けた取組を推進した。なお、平成24年 1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において、森林総合研究所について講ずべき措置として、同研究所を研究開発型の成果目標達成法人とするとともに、水源林造成事業等については行政事業型のガバナンスを適用する旨が定められた。水源林造成事業については、森林総合研究所において、行政事業型のガバナンスを適用し効率的に進めることとした。
,	事業の廃止	25年度目途実施	特定中山間保全整備事業は、現在実施中の2区域の事業完了をもって廃 止する。	3	中期計画において、「やむを得ない理由がない限り平成25年度末までに、事業実施中の2区域を完了する」こととしており、完了に向けて計画的かつ着実に事業を実施中である。
業等		24年度目途実施	農用地総合整備事業は、現在実施中の4区域の事業完了をもって廃止す る。	3	平成22年度に当該事業地の3地区が完了。その後、中期計画において、「やむを得ない理由がない限り平成24年度末までに、事業実施中の1区域を完了する」こととしており、完了に向けて計画的かつ着実に事業を実施中である。

	講ず~	、き措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
0	h I	森林農地整備センター本部及び 関東整備局の移転・共用化		森林農地整備センター本部 (川崎) 及び関東整備局 (赤坂) については、森林総合研究所の本所(つくば)との統合を含め、業務効率化の観点から適切な形での移転・共用化を検討し、実施する。	l la	中期計画において、「事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所と統合した場合と他へ移転した場合とを比較検討し、移転・共用化を早期に実施する」こととした上で、具体的には、本所と統合した場合と公募による賃貸物件(東京23区外の首都近郊)へ移転した場合とを比較検討した結果に基づき、平成23年10月末に適切な賃貸物件への移転・共用化を実施した。
0	事務所等の見直し	各整備局及び水源林整備事務所 の縮減	24年度から実施	水源林整備事務所(33か所)について、事務所数の縮減を進める。また、各整備局と研究部門の事務所(5か所)との共用化について検討する。	2a	中期計画において、「水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設と の共用化を検討する」こととしており、平成24年度中の実施に向けて検討中である。
0	7	分室の廃止	23年度中に実施	成宗分室(東京都杉並区)及び青山分室(岩手県盛岡市)を廃止する。	1a	成宗分室及び青山分室については平成23年6月に廃止するとともに、平成24年3月に国へ返納(現物納付)した。

農林水産省	水産総合研究センター
-------	------------

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
1()	水産物の安定供給確保 のための研究開発			水産業に係る政策上の優先事項を把握した本部の下、研究者が有機的に 連携し、適切な研究資源配分がなされるよう栽培漁業センター、さけます		1. 栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化のための組織改正をH23.4.1に行った。 2. 水産業に係る政策の優先事項、水産基本法の基本理念に基づき、今中期計画においては、①我が国周辺及び国際水産資源の持続可能な利用のための管理技術の開発、②沿岸漁業の振興のための水産資源の積極的な造成と合理的利用並びに漁場環境の保全技術の開発、③持続的な養殖業の発展に向けた生産性向上技術と環境対策技術の開発、④水産物の安全・消費者の信頼確保と水産業の発展のための研究開発、⑤基盤となるモニタリング及び基礎的・先導的研究開発、の5つの課題に重点化し
02	水圧美の健全な発展と	水産業に成果が直結する研究に 特化した整理統合を行い、重点 化(事業規模の縮減)	- 成果が直結する研究に - 整理統合を行い、重点 23年度から実施 - 規模の縮減)	センター及び水産研究所の組織の一元化を図るなど事業実施体制を見直 し、事業規模の縮減を図る。 また、本省が行う水産業に係る施策の内容を法人の内部評価に反映さ せ、現在の研究テーマについては、水産業に係る政策上緊急かつ必要不可 欠な事業であるかを精査の上、調査研究の重点化を図る。 この際、「漁業・漁村が持つアメニティや自然環境保全等の多面的機能	1a	た。また、評価においては、自己点検結果をもとに外部評価委員を加えた評価を実施し、独立行政法人評価委員会の評価と合せて業務運営及び中期計画の進行管理に反映させる。これまでも研究計画の立案段階から精査を行ってきたが、今中期計画においては、新たに設置した(H23.4.1)重点研究課題のリーダーが、研究内容について十分な精査の上、政策上喫緊の課題に的確かつ効果的に対応している。 3. 「漁業・漁村が持つアメニティや自然環境保全等の多面的機能の評価手法の開発、多面的機能の向上手法の研究」は廃止した。
03	研究開発の基盤となる 基礎的・先導的研究開 発及びモニタリング等			の評価手法の開発、多面的機能の向上手法の研究」を廃止する。		4. また、中期目標等にて、「中期目標期間中、平成22年度予算を基準として、一般管理費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行った金額相当額以内に抑制する。」と定め、平成24年度予算においては平成22年度に比べて、一般管理費は67,425千円(7.9%)、業務経費は1,359,905千円(15.5%)、合計して事業費全体で1,427,330千円を削減し、事業規模の縮減を行った。

	講ず	- べき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
04	不要資産の国庫返納	漁獲収入低減リスクの分散のた めの政府出資金	23年度中に実施	漁獲収入低減リスクの分散のための政府出資金のうち約11億円を国庫納付する。	1a	平成24年1月16日に国庫納付した。
05		栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の ー元化	23年度以降美施	栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化によって事業所数の更なる縮減を図るとともに、技術普及・モニタリングのみを行っているさけます事業所については、近隣のさけます事業所への統合を図る。	2a	栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化のための組織改正を行い事業所数の縮減を行った。なお、北海道区水産研究所斜里さけます事業所北見施設について、24年度末に廃止予定。
06	事務所等の見直し	利用率の低い宿泊施設の在り方の見直し	23年度以降実施	西海区水産研究所石垣支所研修宿泊棟(稼働率:6%)、北海道区水産研究所外来研究員宿泊所(稼働率:7%)、東北区水産研究所外来研修員宿泊施設(稼働率:3%)等の利用率の低い施設については、これらの宿泊施設の近年の利用状況、必要性及び費用対効果を検証の上、不要と判断されたものについては、施設の在り方について廃止を含めて検討する。	2a	利用率が低調な宿泊施設等について、これまでの利用状況、必要性や費用対効果を検証し、23年度には東北区水産研究所外 来研修員宿泊施設の一部を廃止した(資材保管庫として活用)。

農林水産省	農畜産業振興機構
-------	----------

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01	畜産関係業務	プール資金の在り方を見直し、 緊急性のある事業以外は国直轄 で実施することも含め、事業を 整理・縮減	23年度から実施	経営安定及び需給・価格安定事業のうち、緊急性が必ずしも高くない資源循環型酪農推進事業及び鶏卵需給安定緊急支援事業については国直轄で実施するとともに、生乳需要創出緊急対策支援事業は廃止し、その他畜産業振興事業については更に事業を縮減する。また、本法人の保有資金及び公益法人に造成している基金を真に必要な限度まで縮減する(財団法人畜産環境整備機構のリース基金の段階的な廃止・引上げ等)。	2a	23年度において、資源循環型酪農推進事業及び鶏卵需給安定緊急支援事業は国直轄事業で実施、生乳需要創出緊急対策支援 事業は廃止。結果として、経営安定対策は400億円超の減額。 23年3月に中期目標の期中改定を行い、畜産業振興事業の補完対策(その他畜産業振興事業)について「本対策については、 事業を縮減する」と明記しており、自給飼料、家畜改良、消費拡大、施設整備関係を中心に国直轄事業へ移行するなど大幅に 見直し、60億円程度を削減。また、「保有資金及び公益法人に造成している基金については、真に必要な限度まで縮減する」 と明記しており、保有資金の残高は、22年度末は1,429億円、23年度末は828億円、24年度末は138億円となる見込み。公益法人 等に造成している基金については、21年度末は26基金で約1,400億円であったが、22年度末は9基金で約980億円、23年度末は 6基金で約760億円(その大半が生産者等に貸し付けているリース物件等の貸付残)の見込み。
02		指定野菜価格安定対策事業、特 定野菜等供給産地育成価格差補 給事業について事業規模の縮 減、制度設計の見直し		指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の国費全体分における資金の保有率を50%から30%に低減するなどプール資金の在り方を見直すことにより、事業規模を縮減する。		23年度において、指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の国費負担分について、国庫債務 負担行為限度額を50%から70%へ引き上げる等により保有資金を低減し、捻出した資金を23年度予算額に活用する(予算額 O)とともに国庫納付。
	野菜関係業務	契約野菜安定供給制度について 事業の廃止を含めた抜本的な制 度の見直し	23年度から実施	契約取引の実態を踏まえ、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援や、野菜の価格・数量変動への対応などを踏まえた契約野菜関係についての新しい支援政策を制度化し、利用実績が著しく低い現行事業の実施は取りやめる。		23年度において、契約取引を行う現場のニーズを踏まえて、六次産業化法(23年3月全面施行)の特例措置により、指定産地によらずリレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援を措置するとともに、契約取引における野菜の価格・数量変動に対応したモデル事業を新たに制度化し、従来の指定産地を対象とした事業のみによる支援方式を取りやめ。
03	3 砂糖関係業務	砂糖勘定の累積欠損の低減	23年度から実施	砂糖勘定の累積欠損を低減するため、負担者からの調整金収入及び生産 者等への交付金支出を適正化するとともに、生産者等による経営努力のイ ンセンティブをより高める枠組みとなるよう見直しを行う。	2a	22年10月から精製糖・異性化糖製造企業による調整金の負担水準を定める指定糖・異性化糖調整率を引き上げるとともに、23年度における甘味資源作物生産者交付金単価を引き下げる等の取組を実施。これにより23年度において113億円の収支改善が図られた。また、生産者等による経営努力のインセンティブがより高まるよう、22年産から生産者に対する交付金交付要件として作業規模拡大に向けて共同利用組織での防除等の作業を位置づけるとともに、23年産からより糖度の高いさとうきび生産が図られるよう基準糖度帯を引き上げるなど枠組みの見直しを行った。
04	↓情報収集提供業務	事業規模の縮減	23年度から実施	海外事務所を廃止することに伴い、事業に係る総コストが増加しないよう事業規模を縮減する。	1a	23年3月に中期目標の期中改定を行い、「業務の実施に当たっては海外事務所の廃止に伴い、事業に係る総コストが増加しないよう事業規模を縮減する」と明記しており、22年度中に海外事務所(5か所)をすべて廃止し、事業規模を縮減。

	講ず	 	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
05	不要資産の国庫返納	野菜関係業務の未活用資金	22年度から実施	野菜関係業務の縮減に対応し不要となる資金の国庫納付については、事業仕分け結果を踏まえ、年内に結論を得て、措置する。	1a	野菜関係業務の見直しにより不要となる資金(10,681,888千円)を23年6月に国庫納付。
06		海外事務所の廃止	22年度中に実施	海外事務所を廃止する。	1a	22年度中に海外事務所(5か所)をすべて廃止。
07	事務所等の見直し	本部事務所経費の縮減	23年度から実施	本部事務所(麻布台)について、業務内容を考慮しつつ、より効率化する形で事務所経費を縮減する。	1a	本部事務所について、業務内容を考慮しつつ可能な限り見直した結果、23年3月に本部事務所賃貸契約の一部を解除し、事 務所経費を縮減(縮減額年間2,447千円)。

農林水産省	農業者年金基金
-------	---------

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
(行政事業レビュー(公開プロセ ス)の結果に基づく業務改善等		行政事業レビュー(公開プロセス)の結果に基づき、農業者年金事業の 業務の改善等を着実に行う。	2a	行政事業レビュー(公開プロセス)の結果を踏まえ、 ①都道府県への委託事業については、平成23年度から廃止 ②コスト削減として新聞広告を平成22年度から廃止 ③平成22年度に行った加入者・受給者等に対する聞き取り調査結果に基づき、従前、農業協同組合のみであった加入申込窓口を平成23年度当初から農業委員会(1,675機関)にも拡充。また、手続漏れの予防のため、年金支給の裁定請求の勧奨に加え、新たに政策支援加入者に対する加入要件の変更に係る手続の勧奨を実施するなど業務改善等の取組を実施。 引き続き、農業者の意見等を踏まえつつ、組織・業務全般の改善等を着実に行う。
()2 農業者年金事業(旧制 度)	ı	_	-	ı	-
(03 農地等の買入資金に係 る債権管理(旧制度)	-	_	-	-	-

	講ずへ	ミ き措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
C	14 事務所等の見直し	本部事務所経費の縮減	23年度から実施	本部事務所 (西新橋) について、業務内容を考慮しつつ、より効率化する形で事務所経費を縮減する。		業務運営の効率化・合理化を図る観点から、平成23年度の賃借料の引き下げ(平成22年度比▲6.1%)に加え、平成24年度の賃借料についても引き下げ交渉を行った結果、平成23年度比▲6.2%となった。

農林水産省	農林漁業信用基金
-------	----------

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
0		低利預託原資貸付業務(農業) の廃止	23年度中に実施	本法人の事業としては廃止する。	1a	23年9月1日に事業を廃止済み。
0	7	低利預託原資貸付業務(林業) の再設計	23年度から実施	ニーズに応じた規模に縮減し、林業者がより使いやすい運転資金制度に 再設計するとともに、制度の見直しの検討を進める。		林業者の資金需要に応じた規模まで事業規模を縮減することとし、23年9月13日に当該事業に係る政府出資金を減額した (171億円→98億円)。また、23年度当初より、林業者等がより使いやすい運転資金制度とするため、一層低利となる資金の創 設等の条件改定を行うとともに、木材の生産及び流通の合理化のための経営改善及び構造改善という政策上の重点を踏まえ、 資金メニューの廃止・統合を行うなど、制度の見直しも実施した。
0		低利預託原資貸付業務(漁業) の廃止	23年度中に実施	本法人の事業としては廃止する。	1a	23年9月1日に事業を廃止済み。
0	農業災害補償関係業務 (農業災害補償関係勘 定) 漁業災害補償関係業務 (漁業災害補償関係勘 定)	事業の見直し	23年度以降実施	中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減する。	1a	農業災害補償関係業務について、中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減することに伴い、23年9月13日に政府出資金のうち20億円を国庫納付済み。 利益剰余金については23年7月8日に20億円を国庫納付済み。

講ずべき措置		べき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
	不要資産の国庫返納	農業信用保険勘定の低利預託用 出資金	23年度中に実施	低利預託関連事業を廃止し、政府出資金全額(125億円)を国庫納付す る。	1a	23年9月13日に、政府出資金全額(125億円)を国庫納付済み。
06		林業信用保証勘定の低利預託用 出資金	23年度中に実施	低利預託関連事業を再設計し、政府出資金全額(171億円)のうち、新しい運転資金制度において活用する見込みのない金額(73億円)を国庫納付する。	1a	23年9月13日に、新しい運転資金制度において活用する見込みのない政府出資金(73億円)を国庫納付済み。
		漁業信用保険勘定の低利預託用 出資金	23年度中に実施	低利預託関連事業を廃止し、政府出資金全額(60億円)を国庫納付する。	1a	23年9月13日に、政府出資金全額(60億円)を国庫納付済み。
		農業災害補償関係勘定の利益剰 余金及び政府出資金	23年度中に実施	事業の見直しに伴い当該勘定の利益剰余金及び政府出資金のうち40億円 を国庫納付する。	1a	23年9月13日に、政府出資金のうち20億円を国庫納付済み。 利益剰余金については23年7月8日に20億円を国庫納付済み。